

令和4年度 第4回 加古川市営住宅管理審議会 議事録	
開催日時	令和5年3月17日(金) 午後1時50分から午後2時17分まで
開催場所	加古川市役所 新館 173会議室
出席者	<p><委員></p> <p>会長 内木場 徹</p> <p>委員 藤本 静代</p> <p>委員 網谷 純子</p> <p>委員 木下 恵介</p> <p><事務局></p> <p>都市計画部次長 稲岡 直樹</p> <p>住宅政策課</p> <p>課長 長谷川 康正</p> <p>副課長 花田 亘平</p> <p>係長 飯田 祐治</p> <p>主査 高橋 ひろみ</p> <p>主査 大西 将晃</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 前回の議事内容の確認</p> <p>3 議題</p> <p>議案第1号 市営住宅の入居要件の緩和について</p>
配布資料	<p>1 令和4年度第4回加古川市営住宅管理審議会次第及び議案書</p> <p>2 令和4年度第3回審議会議事録</p> <p>3 令和4年度第4回審議会諮問書(写)</p>

【令和4年度第4回 加古川市営住宅管理審議会 議事録】

午後1時50分 開会

【開会】

- ・令和4年度第4回加古川市営住宅管理審議会を開会

【委員出席状況の報告】

- ・委員定数5名、現在委員数5名、本日出席委員数4名のため、審議会規則第6条第2項により本審議会は成立

【議事録確認委員の指名】

- ・議事録確認委員は、従前の例により内木場会長、木下委員の2名に決定

【議事の進行】

- ・審議会規則第6条第1項の規定により会長が議長となって進行

【傍聴人の確認】

- ・傍聴人の有無について、本日の傍聴人はいないことを確認

【議案第1号 市営住宅の入居要件の緩和について】

(事務局)

- ・議案書に基づき説明

(委員)

- ・(仮称) パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度は、加古川市の場合、令和5年7月1日から始まって、その届出制度で届出をした人たちが市営住宅に入居したいと入居申込みをすれば、一つの市営住宅の部屋に入居を認めるということか。

(事務局)

- ・そのとおりである。

現在では、民法上は親族ではないため、同居人として認めることはできないが、届出制度が開始され、その制度による届出者については、市営住宅の同居人として認めていくこととなる。

(委員)

- ・あくまでも届出がでている人たちが対象ということか。

(事務局)

- ・そのとおりである。

(委員)

- ・(仮称) パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について、広報等で周知されるのか。

(事務局)

- ・現在、(仮称) パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は企画部が所管しているが、最終的には窓口となる部局に移管されることになると思われる。制度開始前には記者発表など何らかの形で広報されることとなるが、届出制度開始によって受けることができるようになる行政サービスの一つが市営住宅への申込みである。

(委員)

- ・現在、届出ができる状態ではないのか。

(事務局)

- ・(仮称) パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の開始が令和5年7月1日からであるため、それに合わせて市営住宅の入居要件も同日に変更するよう考えている。

(委員)

- ・単身世帯については、一部面積の大きい住戸には入居不可の制限があるが、複数人いる世帯について制限はないということか。

(事務局)

- ・そのとおりである。
2人以上の世帯であれば、一般世帯、裁量世帯のどちらも、どの住戸にも申込みは可能である。

【その他】

(事務局)

- ・次回の審議会は、令和5年6月頃の開催を予定している。追って日程調整させていただく。

午後2時17分 閉会